（財務諸表）

第十条　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

（通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類）

第十一条の二　研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第十一条の三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項）	（業務方法書に記載すべき事項）
第一条の四　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～六　［略］	一～六　［同上］
七　機構法第十七条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項	［号を加える。］
八　機構法第十七条第八号に規定する附帯業務に関する事項	七　機構法第十七条第七号に規定する附帯業務に関する事項
九　［略］	八　［同上］
十　［略］	九　［同上］
十一　［略］	十　［同上］
（会計の原則）	（会計の原則）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。	3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。
（財務諸表）	（財務諸表）
第十条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。	**第十条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
（会計監査報告の作成）	［条を加える。］
第十一条の二　［同上］	（会計監査報告の作成）
	第十一条の二　［同上］